

④不正競争防止法第2条第1項の第1号（周知表示混同惹起行為）、第2号（著名表示冒用行為）、第3号（商品形態模倣行為）、第10号（視聴等機器技術的制限無効化行為）、第11号（視聴機器技術的制限特定無効化行為）に掲げる行為を組成する物品

- ①、③、④については、税関長はその物品を没収・廃棄できます。
- ②については、輸出できない物品である旨が輸出者に通知されます。

他法令で輸出が規制されている物品

他法令を所管する官庁より、以下のことを要求されている物品についてはその条件を満たし、輸出申告時に税関に証明する必要があります。

超重要

他法令で輸出が規制されている物品の場合

- ・許可、承認の取得（税関に証明しなければならない）
- ・一定の検査の完了（税関に証明し、確認を受けなければならない）
- ・一定の条件の具備（税関に証明し、確認を受けなければならない）



●輸入にもいろいろな規制がある！

輸入者の許認可の取得

関税法で輸入が規制されている物品

輸入については、関税法で2つの規制があります。

(1) 輸入してはならない貨物

関税法では、以下の物品を**輸入してはならない貨物**としています。

①麻葉及び向精神薬、大麻、あへん、けしがら及び覚せい剤（覚せい剤原料を含む）並びにあへん吸煙具
②けん銃、小銃、機関銃、砲、並びにこれらの銃砲弾、けん銃部品
③爆発物
④火薬類
⑤化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質
⑥感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第20項に規定する一種病原体等並びに同条第21項に規定する二種病原体等
⑦貨幣、紙幣もしくは銀行券、印紙もしくは郵便切手または有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに偽造カード（生カードを含む）
⑧公安または風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
⑨児童ポルノ
⑩特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権または育成者権を侵害する物品
⑪不正競争防止法第2条第1項の第1号（周知表示混同惹起行為）、第2号（著名表示冒用行為）、第3号（商品形態模倣行為）、第10号（視聴等機器技術的制限無効化行為）、第11号（視聴機器技術的制限特定無効化行為）に掲げる行為を組成する物品

①～⑦、⑩、⑪については、税関長はその物品の没収・廃棄、または輸入者に積戻し（返送）を命じることができます。

⑧、⑨については、輸入できない物品である旨が輸入者に通知されます。

他の法令についても、許可 / 承認を受けるための申請書を提出して、許可 / 承認証の交付を受ける、または申請して確認を受けるといった手続きは大きく変わりません。

こういった申請等については、近年、オンライン・ネットワークによって電子申請ができるようになってきているものもあります。



他法令に関わる主な電子申請システム

- ・NACCS 貿易管理サブシステム
⇒外為法に関係する輸出入許可・承認の申請、輸入割当ての申請や、許可・承認・交付などを行えるもの。(旧 JETRAS が NACCS 内のサブシステムとして取り込まれたもの)
- ・FAINS (輸入食品監視支援システム)
⇒食品等の輸入届出に係る届出の提出、審査、検査、届出済証の交付などを行えるもの。
- ・PQ-NETWORK (輸入植物検査手続電算処理システム)
⇒植物を輸入する場合に必要な手続き (申請書・届出の提出と証明書・通知書の受取り) を行うことができるもの。
- ・ANIPAS (動物検疫手続電算処理システム)
⇒畜産物及び動物の輸入検査手続を電算化したもの。

こういった電子申請システムは、税関の輸出入通関の電子システムである NACCS (輸出入・港湾関連情報処理システム) と接続され、貿易手続の効率化が図られているところです。



- ・関税法で輸入が禁止されている物品は？
- ・他法令で輸入の規制があるものには、
 どのようなものがある？
- ・外為法で輸入の承認が必要とされている
 ものを理解しよう！
- ・貿易手続を電子化する官公庁のシステムには、
 どのようなものがある？

⑥通商関係

WTO (P.292 参照)
アジア太平洋経済協力 (APEC)
アジア太平洋地域の持続可能な発展を目的とした域内国・地域参加のフォーラム。「開かれた地域協力」「協調的自主的な行動」の原則に基づき、域内の貿易投資の自由化・円滑化、経済・技術協力に取り組んでいる。
アジア欧州会合 (ASEM)
アジア (東アジア・東南アジア) と欧州の政治、文化等、広範囲な分野を対象とした地域間の対話と協力のための会合。
ASEAN + 3
ASEAN (東南アジア諸国連合) と日本、中国、韓国による、経済関係の強化を含む、対話や相互理解促進を目的に向けた取組み。
自由貿易協定 (FTA、Free Trade Agreement) 経済連携協定 (EPA、Economic Partnership Agreement)
締約国間での関税の撤廃、非関税障壁などを取り除いた自由貿易を進めることを目的とした二国間協定がFTA。これに、商品取引の円滑化や制度の調和、サービス分野、投資分野、電子商取引、人的移動に関する連携や協力の促進等を加えたものがEPA。 日本の締結、交渉状況は下のとおり。 FTA：交渉中－湾岸諸国 (GCC) EPA：締結済－シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、ASEAN 包括、ベトナム、スイス、インド 交渉中－韓国、オーストラリア、ペルー 交渉準備・検討中－モンゴル、EU、カナダ、TPP (環太平洋戦略的経済連携協定)
(2011年3月現在)